

みなし決議に関する理事会議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 評議員会の開催について

(2) 上記の提案による理事会の決議があったものとみなされる日は、令和7年
4月1日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 近藤 誠一

3 理事会決議があったものとみなされた日

令和7年4月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において
準用する第96条及び定款第30条第2項の規定により、理事会の決議があったも
のとみなす。

公益財団法人東京都交響楽団

議事録作成者

理事長 近藤 誠一